

令和6年度「富山で合宿！」誘致事業 Web 広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和6年度「富山で合宿！」誘致事業 Web 広報業務

2 受託候補者の選定の方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 委託業務の概要

別添「令和6年度「富山で合宿！」誘致事業 Web 広報業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

5 予算上限額

800千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

6 参加資格

参加者は、下記に掲げる本プロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定め、たうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 本業務の実施について、県の要求に応じて常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

- (6) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、県から指名停止を受けていないものであること。
- (7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

7 参加手続

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和6年4月9日（火）17時まで（必着）に電子メールにて下記「13 提出・問合せ先」へ提出すること。

(2) 質問とその回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式2）を令和6年4月2日（火）17時まで（必着）に電子メールにて下記「13 提出・問合せ先」へ提出すること。

また、受け付けた質問に対する回答については4月4日（木）17時までに県ホームページに公開する。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年4月12日（金）17時（必着）までに電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

下記「13 提出・問合せ先」に記載のとおり

(3) 提出書類

次の①～③の書類データを提出すること。

ア 会社の組織体制等（任意様式）

ア 会社の業務概要

イ 検討業務等を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等

ウ 過去の類似業務の実績（国や地方自治体のものを中心に）

イ 企画提案書（任意様式）

別紙の仕様書に掲げる別紙の仕様書に掲げる業務内容に関して次の事項を明確にして作成すること。

(ア) 具体的な実施内容及び実施方法

(イ) 業務準備内容及びスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 再委託等の有無及び予定

ウ 積算内訳書（任意様式）

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。なお、提案に係る費用の総額は上記「4 委託費の上限額」に定める委託費の上限額を超えないこと。

(4) 書類作成上の注意

- ア パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとする。
- イ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- ウ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

9 審査

(1) 審査方法

「選定委員会」にて企画提案書等の内容を書面により審査し、最も高い点数を獲得した事業者を委託候補として採用する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

※見積書の金額が安価な提案者を第一義的に採用するものではないことに留意すること。

※企画提案等の内容が上記「5 予算上限額」を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は採用の有無にかかわらず、後日書面で通知するほか県のホームページに掲載する。また審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

10 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとする。

11 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する経費について

本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

- ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
- イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(3) 提出書類の取り扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の

著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

エ 一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

12 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 令和6年4月3日(水) 17時 | 本プロポーザルに関する質問書提出期限 |
| (2) 令和6年4月5日(金) 17時 | 本プロポーザルに関する質問の回答期限 |
| (3) 令和6年4月9日(火) 17時 | プロポーザル参加申込期限 |
| (4) 令和6年4月12日(金) 17時 | 企画提案書等提出期限 |
| (5) 令和6年5月上旬 | 受託候補者の決定、委託契約書の締結 |

13 提出・問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課 蟹澤

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 TEL : 076-444-9605 FAX : 076-444-4561

E-mail : achusankan@pref.toyama.lg.jp